

## 今後の新型コロナワクチン接種について

今後の新型コロナワクチン接種の在り方について、令和5年3月7日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論を踏まえ、厚生労働省より方針が示されたので、報告する。

### 1 接種の法的位置づけについて

現行の特例臨時接種の実施期間を令和6年3月31日まで1年間延長し、接種を継続する。

### 2 令和5年度の追加接種のスケジュールについて

追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬(9月から12月)にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏(5月から8月)にかけてさらに1回接種を行うこととする。

### 3 令和5年春夏の追加接種について

春夏の接種(以下「令和5年春開始接種」という。)は、5月8日から開始することとし、これに伴い、12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種は5月7日をもって終了することとする。

また、令和5年春開始接種は、秋冬の接種の開始の際(具体的な開始期日については未定)に終了することを予定している。

#### (1) 接種対象者

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者に接種を行うとともに、第二期追加接種(従来ワクチンの4回目接種)の際と同様、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者にも接種機会を提供する。

#### (2) 使用するワクチン

現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とする。

#### 4 令和5年秋冬の追加接種について

##### (1) 接種対象者

追加接種可能な全ての年齢の者を対象とする。

##### (2) 使用するワクチン

令和5年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進める。

#### 5 公的関与規定の適用について

令和5年度において、令和5年春開始接種以降の接種については、65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第8条接種勧奨及び第9条努力義務の規定の適用を除外する。

#### 6 その他

特例臨時接種の実施期間である令和6年3月31日までは、引き続き、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施することとする。